

# 三菱マテリアル株式会社

## 1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：三菱マテリアル株式会社
- (2) 所属部会：関東金属機械部会第3分科会
- (3) 資 本 金：119,457百万円 (\*)  
従業員数：21,224人（連結）(\*)  
4,648人（単体）(\*)

(\*) 平成21年3月末現在。

### (4) 主要事業と主要製品等

- ・セメント事業：各種セメントの製造・販売，  
廃棄物リサイクル等
- ・銅事業：銅地金，無酸素銅，高性能銅合金，  
高純度銅，めっき用銅ボール，貴金属地金等
- ・加工事業：切削工具（超硬製品），ダイヤモンド工具，耐熱合金，耐食合金等
- ・電子材料事業：低アルファ線はんだ，スパッタリングターゲット，チップサーミスタ，サージアブソーバ，多結晶シリコン等

### (5) 企業理念：私たちが目指すもの「人と社会と地球のために」

### (6) ロゴとコミュニケーションシンボル



コミュニケーションシンボル(上記英字部分)は、3つのI（地球・環境・人）の上に炎をともし、未来に向かって燃え続けるという構図をデザイン化したものである。

## 2. 知的財産部門の概要

### (1) 組織上の位置及び名称

組織上の名称は「知的財産室」であり，事業

横断的機能を持つコーポレート部門の中の「開発・マーケティング部門」に属する。

### (2) 構成及び人員

知的財産室は室長以下，フラット組織となっており，業務機能により，出願担当グループ，管理グループ，契約グループに分かれ，人員は総勢21名である。その他に各事業場所には特許管理者・特許担当者を置いている。



本社は2009年9月24日，経団連会館に移転

### (3) 沿革

1990年（平成2年），三菱金属と三菱鋳業セメントが合併し，三菱マテリアル株式会社として発足した。合併により知財部門も統合し，以降社内組織変更に伴い名称の変更はあったが，2004年（平成16年）より「知的財産室」として現在に至っている。

## 3. わが社の知的財産活動

当社の事業は「主要事業と主要製品等」の項で見られるように多様な事業から構成されてい

る。知財面においても画一的に管理するのではなく、事業の性格や特徴に則した取組みを行っている。また、出願担当は発明発掘から権利取得までの一連の業務以外に、担当部署と一体となって各種契約の交渉から締結までの活動や権利化以降のライセンス交渉なども業務とし、知財活動の特徴の一つとなっている。

#### (1) 知的財産の発掘

当社の国内出願件数は、ここ数年約800件程度で推移しているが、この約半数は中央研究所からの出願である。中央研究所には駐在員をおき、開発の最前線での迅速な発明発掘活動を展開している。また、出願担当は、各事業部門や研究開発部門で開催される研究・開発発表会等に積極的に参加して最新の開発動向を共有すると共に、研究者が気付かない発明の芽も出願に結びつけるよう活動している。さらに発明場所に弁理士と共に訪問する「出願出前制度」を使った出願の掘り起こしも行っている。最近ではテレビ会議を活用し、迅速な出願対応を心掛けている。

#### (2) 知的財産情報の収集、利用、活用

出願した全ての特許・実案・意匠・商標については、外国出願も含めて社内での知財管理システムにて一元管理しデータベース化している。ここでは出願から権利化までの経緯が一覧表示され、意見書・補正書等出願経過の情報も含め容易に入手することができる。また、商用データベースを用いて、先行技術調査や他社の特許公報監視を行い、研究開発の重複防止や特許侵害の予防として活用している。特に特許公報監視に関しては、事業部門や研究部門において監視テーマを設定し、問題となりそうな特許に対しては出願担当あるいは事業場所の特許担当者が対策会議を主催するなど、将来に向けた対策方針について検討するようにしている。尚、商用データベースの利用については、各事業場

所から必要とするメンバーを推薦し、知財室の管理グループがアクセス権を提供している。また出来るだけ広範な利用を目的としているため、要望に対しては特別な制限は設けていない。

#### (3) 社内知財教育

社内においては、新入社員教育、中堅社員教育から管理者教育まで、知財室が中心となった階層別教育を行い、教育資料は4名の社内弁理士が中心となり作成している。また、営業部門も含めた知財教育の一環として「知的財産管理技能検定」の資格取得活動も推進しており、知財マインドを持った営業マンや開発者の育成に努めている。また、留学制度を利用して海外研修も実施している。

### 4. 今後の課題

#### (1) 出願担当の対外交渉教育

知的財産室の人員強化に伴い、経験の浅い出願担当に対し、警告書への対応など対外交渉への対応力が課題となってきた。経験者による実務教育や社外セミナーでの習得も取り入れながら積極的に対応していきたい。

#### (2) 事業部門との連携強化

出願件数の多い事業場所では専任の特許担当者を置き、仕掛案件の対応促進や特許公報監視で抽出された特許の対応管理等も自主的に行っている。今後、更なる情報の共有化を図り、知財室と一体となった活動を進めていきたい。

#### (3) 情報ネットワークの構築

急速な発展を見せるBRICsやVISTA等の新興工業国では、特許制度等による知財権の保護は未だ十分と言えない。こうした新興工業国に対する情報収集ネットワークの構築を目指し、まずは各国の法制度の整備状況を正確に把握するためのネットワークづくりに努めたい。

(原稿受領日 2009年12月7日)